

自立支援協議会における評価根拠

- 自立支援協議会における主な機能の1つに「評価機能」があり、下記について評価を行うことが規定されている。【厚生労働省 障発0328第8号より】

(1) 基幹相談支援センターの事業実績の検証
 (2) 市から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価

- また、基幹相談支援センター、ふれあい相談室、ハートオン相談室、サポートセンター沼南は国・県補助金の対象事業となっており、補助金の実施要綱である「地域生活支援事業実施要綱」において、自立支援協議会における事業内容評価が規定されている。

【地域生活支援事業実施要綱 別添1 障害者相談支援事業】

指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、市町村が設置する自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講ずることが適当である。

【地域生活支援事業実施要綱 別添2 基幹相談支援センター】

市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

評価の目的

松戸市の相談支援の中心的な役割を担う委託相談事業所について、その事業運営や活動状況を評価し、より良い事業運営等へ結びつけ、事業の質の向上を図ることを目的とする。

評価期間

令和元年度事業【平成31年4月1日～令和2年3月31日】

2

実施の流れ

1. 自己評価

時期: 4月

対象: 基幹相談支援センターCoCo、ふれあい相談室、ハートオン相談室(3事業所)、サポートセンター沼南

内容: 評価項目ごとに4段階の自己評価を行うと共に、詳細を記載する。

2. 書類審査

時期: 5月中旬

内容: 自己評価結果を各委員へ郵送。書類審査を行う。

評価者: 地域自立支援協議会評価担当委員5名程度、障害福祉課

3. 評価会(ヒアリング審査)

時期: 5月下旬

内容: 自己評価結果の正しさの検証や、書類審査を補完するために各事業所からヒアリング審査を行う。

評価者: 書類審査と同様

4. 地域自立支援協議会(評価の確定)

時期: 8月5日(水)予定 令和2年度第1回地域自立支援協議会

内容: 地域自立支援協議会評価担当委員、行政職員による評価結果をベースとして審議した上で最終的な評価を確定する。

1. 評価担当者に偏りが出ないように、自立支援協議会の選出区分ごとに毎年度1名ずつ選出し、5～6名とする。
2. 評価担当者(案)について松戸市地域自立支援協議会で検討する。
3. 評価担当者による事業評価実施日については後日事務局から通知する。

評価担当者(案)

自立支援協議会委員

1. 【当事者】(特非)松戸市障害者団体連絡協議会 理事 荻野 正美 氏
2. 【障害福祉サービス事業所】(社福)彩会 理事長 平山 隆 氏
3. 【教育・雇用】千葉県立つくし特別支援学校 教頭 鳥居 律子 氏
4. 【関係機関】(社福)松戸市社会福祉協議会 主任 米持 和幸 氏
5. 【部会長】(社福)実のりの会 ビック・ハート松戸 センター長 古川 亮 氏

6. 【行政】障害福祉課職員